

2017年1月1日付更新に当たっている臨床検査専門医の先生方へ

日本臨床検査医学会理事長 矢富 裕
同副理事長（日本専門医機構連絡委員） 山田俊幸

1. はじめに

臨床検査領域は、2017年1月1日付更新から新制度による専門医(機構専門医)としての更新を導入します。これにあたり、当該の方に向け、更新に必要な単位について説明します。必要書類の提出期限は11月末日ですが、それまでの準備の参考にしてください。

機構専門医での更新を導入する一方で、現制度（学会専門医）での更新も少なくとも2019年度までは継続します。従って、学会専門医を更新する方は、現行規定が適用されますので、ここでは詳しくは説明しません。

2. 機構専門医として更新が必要になるのは？

現専門医のすべてに機構専門医での更新を勧めますが、特に新制度における指導医として研修プログラムに掲載された方は機構専門医であることが原則求められますので機構専門医としての更新が望まれます。

3. 今回、学会専門医として更新したらどうなるか？

次回の更新時（5年後の2021年度）に機構専門医として更新することが可能です。ただし、今回の更新後の5年間で、必要単位50単位を揃えるためには、毎年平均10単位ずつ取得していくことが望まれます(短期間で取得するのは困難)ので、この案内を参考に、遺漏なきようご準備ください。

今回、学会専門医として更新され、次回機構専門医としての更新が困難または年齢などの理由で必要性の低い方は、名称を変えた現専門医に相当する学会認定資格（認定医等）を残すことが検討されていますので、学会専門医で更新されるのも選択肢です。ただし、機構の新制度が確立されると、学会認定資格では「臨床検査専門医」を名乗ることはできなくなることに留意ください。

4. 今回、機構専門医更新に必要な単位数

学会専門医更新に必要な40単位と、機構専門医更新に必要な10単位の計50単位が必要になります(学会専門医更新および機構専門医更新のどちらも数単位の過不足があってもよいが合計としては50単位必要)。現制度の「リスクマネジメント講習会」と新制度の「必修講習・医療安全」は、どちらかが含まれていれば可とします。なお、学術業績や講習会の単位は、「学会」と「機構」2つの制度で重複カウントできませんので注意してください。

5. 学会専門医の40単位

前回更新からの5年間で獲得した単位を使用できます(うち20単位は日本臨床検査医学会の企画したものへの参加により取得したもの)。今回が初めての更

新の方は、検査報告書が 16 編必要で、8 単位となります。詳細は、学会 HP トップページ上段の「認定制度」(<http://www.jslm.org/recognition/index.html>)
⇒「臨床検査専門医」⇒「臨床検査専門医制度規定・内規」の「認定更新制度規定」を参照してください。

6. 機構専門医の 10 単位

学会 HP トップページ上段にある「認定制度」(上記同)⇒「新臨床検査専門医制度」⇒「新しい更新について」またはトップページ左下の「新臨床検査専門医制度について」(<http://www.jslm.org/newsys/index.html>) ⇒「新しい更新について」の「臨床検査専門医更新基準」を参照してください。直近 1 年(2015 年 4 月以降)に獲得した単位を申請することになります。ただし、専門医共通講習のうち必修講習については直近 1 年ではなく、この 5 年間に受けたもので受講証明があれば使用できます。

単位とは直接関係しませんが、ここ 1 年の活動実態を別紙 1 で申告してください。現時点ではこの記載の不備だけで失格とすることは想定しておりません。

診療実績は原則 1 単位が必要になります。報告書数にして 5 編です。なお、当初のベテランに対する特別措置では、過去 4 回の更新者は診療実績を免除していましたが、変更され、過去 3 回の更新者から緩和されました(HP の基準の改訂はまだされておりません)。その方々は講習など別の種目で診療実績の代替ができることになります。

講習会受講単位は最大 9 単位必要になります。そのうち必修講習は最低 1 単位必要です。必修講習は直近 5 年以内に受講したものでも出席証明があれば認められます。本年度に行われる年次学術集会や、地方会、関連学会において、いくつか講習会が設定されており、学会 HP で案内されますので、受講を心がけてください。なお、年次学術集会では欠席者のためのビデオ講義の準備を検討していますが、時間数に限りがあるため、実際の集会への出席を心がけてください。

その他の学術活動で、1-2 単位充足することを検討してください。学術集会参加は 1 日 1 単位、学会発表は示されているような単位設定になっています。

7. 更新に係る費用について

現制度(学会専門医)で更新される方はこれまでと同様に学会に 1 万円を納めてください。機構専門医として更新される方は、審査料として学会に 1 万円、認定料として機構に 1 万円の計 2 万円の負担をお願いします。納入方法はおって周知します。

不明なことがございましたら、学会事務局<E-mail : office@jslm.org>宛てお知らせください。